

臨時・非常勤職員に関する調査の結果(和歌山県集計)

(市町村、一部事務組合、広域連合分)

平成24年4月1日現在

1-1 市町村等の臨時・非常勤職員数(職種別)

(単位:人)

職種	平成24年4月1日			
	計	構成比(%)	男	女
一般事務職員	1,665	28.5%	465	1,200
技術職員	66	1.1%	44	22
医師	16	0.3%	15	1
医療技術員	96	1.6%	9	87
看護師等	321	5.5%	8	313
保育士等	1,126	19.3%	62	1,064
給食調理員	612	10.5%	23	589
技能労務職員	980	16.8%	520	460
教員・講師	265	4.5%	57	208
その他	688	11.8%	227	461
合計	5,835	100.0%	1,430	4,405

※1 本調査は、平成24年4月1日現在において、※2に該当する職員について調査を行ったものです(次ページ以降も同じ)。

※2 調査対象職員は、市町村等(市町村、特別区、一部事務組合、広域連合、財産区)の臨時・非常勤職員(地方公務員法第3条3項3号、17条又は22条2項もしくは5項により任用されている者で、任期付短時間勤務職員や再任用短時間勤務職員等一定の職員を除きます。)であって、任用期間が6月以上又は6月以上となることが明らかであり、かつ、1週間当たりの勤務時間が19時間25分以上の職員です。

※3 職種の分類は別表1「職種の分類」のとおりです。

1-2 市町村等の臨時・非常勤職員数(職種別・任用根拠別)

(単位:人)

職種					特別職非常勤職員 (法3条3項3号)※1				一般職非常勤職員 (法第17条) ※2				臨時的任用職員 (法第22条2項・5項) ※3				
	計	構成比 (%)	男	女	計	構成比 (%)	男	女	計	構成比 (%)	男	女	計	構成比 (%)	男	女	計のうち フルタイム職員
一般事務職員	1,665	28.5%	465	1,200	429	40.1%	235	194	541	28.3%	117	424	695	24.4%	113	582	474
技術職員	66	1.1%	44	22	7	0.7%	7	0	43	2.3%	28	15	16	0.6%	9	7	15
医師	16	0.3%	15	1	0	0.0%	0	0	3	0.2%	3	0	13	0.5%	12	1	11
医療技術員	96	1.6%	9	87	14	1.3%	1	13	39	2.0%	3	36	43	1.5%	5	38	31
看護師等	321	5.5%	8	313	8	0.7%	0	8	102	5.3%	3	99	211	7.4%	5	206	83
保育士等	1,126	19.3%	62	1,064	109	10.2%	2	107	333	17.4%	13	320	684	24.0%	47	637	538
給食調理員	612	10.5%	23	589	42	3.9%	0	42	241	12.6%	2	239	329	11.5%	21	308	234
技能労務職員	980	16.8%	520	460	154	14.4%	130	24	312	16.3%	157	155	514	18.0%	233	281	350
教員・講師	265	4.5%	57	208	61	5.7%	13	48	78	4.1%	14	64	126	4.4%	30	96	71
その他	688	11.8%	227	461	246	23.0%	85	161	219	11.5%	76	143	223	7.8%	66	157	105
合計	5,835	100.0%	1,430	4,405	1,070	100.0%	473	597	1,911	100.0%	416	1,495	2,854	100.0%	541	2,313	1,912

※1 地方公務員法第3条第3項第3号に規定する臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員もしくはこれらの者に準ずる者として任用されている者

※2 一般職として期限付任用されている者(一般職に地方公務員法第17条に基づく任用とされている者)

※3 地方公務員法第22条第2項又は第5項に基づき臨時的任用されている者

※4 職種の分類は別表1「職種の分類」のとおりです。

2 任用根拠別の臨時・非常勤職員を活用する理由(市町村等)

- ①臨時的・一時的な業務量の増加に対応するため
- ②日・週の中での業務量の繁閑に対応するため(フルタイムで従事することを必要としない)
- ③将来的に業務自体を廃止又は削減することが見込まれる業務に対応するため
- ④補助的・定型的業務に対応するため
- ⑤特定の経験・知識、資格等を必要とする業務に専門的に対応するため
- ⑥常勤職員の職が欠員となった場合の代替職員の確保のため
- ⑦特定の業務のみに従事させる等、常勤職員とは異なる人事管理が必要であるため
- ⑧任期ごとに能力、適正を見極めて適材を任用することができるため
- ⑨地方公務員法上の規制が(全部又は一部)除外されており、弾力的な運用が可能であるため
- ⑩人材が不足しており、常勤職員としての採用が困難であるため
- ⑪職員の新たな配置が必要であるが、常勤職員の定数が足りないため
- ⑫人件費を削減するため
- ⑬その他

	活用理由												
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
法3条3項	0	0	0	2	14	0	5	0	0	2	1	3	0
法17条	6	4	5	18	22	9	10	7	4	16	8	18	0
法22条2項・5項	18	5	3	38	21	14	8	4	4	15	8	26	0

団体数	3条	17条	22条
市	5	7	8
町村	4	10	19
一組	5	19	20
	14	36	47

3 任用根拠別の職務内容や勤務形態の基本的考え方

- ①常勤職員が従事する業務と同種の本格的な業務
- ②補助的・定型的な業務
- ③特定の経験・知識等を必要とする業務

特別職非常勤職員（法3条3号3号）の職務内容			一般職非常勤職員（法17条）の職務内容			臨時的任用職員（法22条2項・5項）の職務内容		
①	②	③	①	②	③	①	②	③
1	1	14	21	17	22	17	41	18

4-1 代表的な職種別の任用期間の状況(市町村等)

代表的な職種 ※1	任用根拠	任用期間 ※2				
		平均(月数)	(団体数)			
			3か月以下	3か月超 6か月以内	6か月超 9か月以内	9か月超 12か月以内
事務補助職員	特別職非常勤職員	12.0	0	0	0	8
	一般職非常勤職員	11.3	0	5	0	22
	臨時的任用職員	6.0	0	39	0	2
看護師	特別職非常勤職員	12.0	0	0	0	2
	一般職非常勤職員	10.5	0	3	0	9
	臨時的任用職員	5.7	1	14	0	0
保育士	特別職非常勤職員	12.0	0	0	0	3
	一般職非常勤職員	10.7	0	3	0	11
	臨時的任用職員	5.7	2	0	0	23
給食調理員	特別職非常勤職員	12.0	0	0	0	2
	一般職非常勤職員	10.6	0	4	0	13
	臨時的任用職員	5.7	2	26	0	0
清掃作業員	特別職非常勤職員	12.0	0	0	0	2
	一般職非常勤職員	10.3	0	2	0	5
	臨時的任用職員	6.0	0	17	0	0
消費生活相談員	特別職非常勤職員	12.0	0	0	0	2
	一般職非常勤職員	0.0	0	0	0	0
	臨時的任用職員	0.0	0	0	0	0

※1 代表的な職種の分類は別表2「代表的な職種」のとおりです。

※2 「任用期間」とは、条例、規則、要綱等で定められた当初任用する際の基本的な任期です。

4-2 代表的な職種別の再度任用の状況(市町村等)

代表的な職種 ※1	任用根拠	再度任用の状況 ※2																		
		再度任用の可否		再度任用回数の上限									再度任用回数の上限							
		不可能 (団体数)	可能 (団体数)	定めなし (団体数)	上限あり (団体数)	平均 (回数)	上限回数(団体数)					定めなし (団体数)	上限あり (団体数)	平均 (年数)	上限回数(団体数)					
							1回	2回	3回	4回	5回以上				1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
事務補助職員	特別職非常勤職員	0	8	8	0	0	0	0	0	0	0	7	1	3	0	0	1	0	0	0
	一般職非常勤職員	2	25	24	1	5	0	0	0	0	1	20	5	33.6	0	1	4	0	0	0
	臨時的任用職員	3	38	30	8	1.8	6	0	1	0	1	32	7	18.9	5	0	2	0	0	0
看護師	特別職非常勤職員	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0
	一般職非常勤職員	0	12	12	0	0	0	0	0	0	0	11	1	3	0	0	1	0	0	0
	臨時的任用職員	1	14	12	2	3	1	0	0	0	1	12	2	2	1	0	1	0	0	0
保育士	特別職非常勤職員	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0	2	1	5	0	0	0	0	1	0
	一般職非常勤職員	0	14	14	0	0	0	0	0	0	0	13	1	3	0	0	1	0	0	0
	臨時的任用職員	3	22	21	1	1	1	0	0	0	0	20	2	2	1	0	1	0	0	0
給食調理員	特別職非常勤職員	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0
	一般職非常勤職員	0	17	17	0	0	0	0	0	0	0	16	1	3	0	0	1	0	0	0
	臨時的任用職員	3	25	23	2	1	2	0	0	0	0	22	3	1.7	2	0	1	0	0	0
清掃作業員	特別職非常勤職員	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0
	一般職非常勤職員	0	7	7	0	0	0	0	0	0	0	6	1	3	0	0	1	0	0	0
	臨時的任用職員	2	15	12	3	2.3	2	0	0	0	1	11	4	1.75	1	0	2	0	0	0
消費生活相談員	特別職非常勤職員	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	1	1	5	0	0	0	0	1	0
	一般職非常勤職員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	臨時的任用職員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※1 代表的な職種の分類は別表2「代表的な職種」のとおりです。

※2 「再度任用」とは、当初予定されていた任用期間を満了した後に、引き続いて同じ職種に任用することです。法第22条第2項及び第5項に規定するような法定の更新は除きます。
 なお、任期の満了した職員を、任期満了後1か月以内の間隔を空けて再び任用する場合も再度任用に含めます。

4-3 代表的な職種別の同一人の再度任用を可能としている理由(市町村等)

(単位: 団体)

代表的な職種 ※1	任用根拠	同一人の再度任用を可能としている理由					回答の母数	
		1 勤務実績が 良好であった者 を引き続き勤務 させるため	2 専門的知識・ 技能、資格・免許 を要する職であ り、人材確保が 困難であるため	3 業務内容の 特殊性、勤務時 間の不規則制に より、人材確保 が困難であるた め	4 担当業務(又 は行政事務)に習 熟した者を再度任 用する方が効率 的であるため	5 改めて募集、 選考・採用試験 を行うことが負担 であるため		6 その他
事務補助職員	特別職非常勤職員	1	3	1	3	0	0	8
	一般職非常勤職員	7	1	1	16	0	0	25
	臨時的任用職員	16	0	1	20	0	1	38
看護師	特別職非常勤職員	0	1	1	0	0	0	2
	一般職非常勤職員	2	6	2	1	0	1	12
	臨時的任用職員	2	9	0	2	0	1	14
保育士	特別職非常勤職員	1	1	1	0	0	0	3
	一般職非常勤職員	4	6	1	3	0	0	14
	臨時的任用職員	1	15	3	3	0	0	22
給食調理員	特別職非常勤職員	1	0	1	0	0	0	2
	一般職非常勤職員	8	5	2	2	0	0	17
	臨時的任用職員	7	9	4	5	0	0	25
清掃作業員	特別職非常勤職員	1	0	1	0	0	0	2
	一般職非常勤職員	4	1	1	1	0	0	7
	臨時的任用職員	4	2	1	6	0	2	15
消費生活相談員	特別職非常勤職員	0	1	1	0	0	0	2
	一般職非常勤職員	0	0	0	0	0	0	0
	臨時的任用職員	0	0	0	0	0	0	0

※1 代表的な職種の分類は別表2「代表的な職種」のとおりです。

4-4 代表的な職種別の同一人の長期任用事例(市町村等)

(単位:団体)

代表的な職種 ※1	長期にわたって繰り返し任用されている事例がある団体		
	市	町村	一組等
事務補助職員	4	6	4
看護師	2	3	3
保育士	4	4	3
給食調理員	1	5	2
清掃作業員	1	2	0
消費生活相談員	0	0	0

※1 代表的な職種の分類は別表2「代表的な職種」のとおりです。

※2 「長期」とは、概ね10年を超えている場合を指す。

5 代表的な職種別勤務時間の状況(市町村等)

代表的な職種 ※1	任用根拠	一週間あたりの勤務時間			
		平均勤務時間 (時間)	20時間以内 (団体数)	20時間超 30時間以内 (団体数)	30時間超 40時間以内 (団体数)
事務補助職員	特別職非常勤職員	32.1	0	3	5
	一般職非常勤職員	34.9	1	4	22
	臨時的任用職員	38.1	0	0	41
看護師	特別職非常勤職員	33.8	0	0	2
	一般職非常勤職員	33.7	2	1	9
	臨時的任用職員	36.7	0	2	13
保育士	特別職非常勤職員	36.7	0	0	3
	一般職非常勤職員	36.0	1	0	12
	臨時的任用職員	38.2	0	1	24
給食調理員	特別職非常勤職員	36.25	0	0	2
	一般職非常勤職員	33.5	1	2	14
	臨時的任用職員	38.2	1	2	25
清掃作業員	特別職非常勤職員	36.25	0	0	2
	一般職非常勤職員	37.5	0	0	7
	臨時的任用職員	37.8	0	2	15
消費生活相談員	特別職非常勤職員	33.75	0	1	1
	一般職非常勤職員	0	0	0	0
	臨時的任用職員	0	0	0	0

※1 代表的な職種の分類は別表2「代表的な職種」のとおりです。

※2 団体内で、同じ職種について複数の勤務時間の設定がある場合には、最も対象者の多い設定について回答していま

6-1 事務補助職員の報酬及び費用弁償の状況(市町村等)

任用根拠	報酬						費用弁償		
	報酬の基本額 ※1 (1時間当たり換算額)						報酬の基 本月額以 外の報酬 ※2	通勤費用	その他の 費用弁償 ※3
	平均額(円)	報酬額分布(団体数)					支給あり (団体数)	支給あり (団体数)	支給あり (団体数)
700円以 内		700円超 800円以 内	800円超 900円以 内	900円超 1,000 円以内	1000円 超				
特別職非常勤職員 (法第3条第3項3号)	1,377	0	0	0	1	7	3	6	1
一般職非常勤職員 (法第17条)	967	0	6	5	4	7	18	22	1
臨時的任用職員 (法第22条第2項・第5項)	816	0	20	6	3	1	23	35	5

※1 「報酬の基本額」: 初任時に適用される報酬額

※2 「報酬の基本額以外の報酬」の例: 時間外勤務に対する追加報酬等

※3 「その他の費用弁償」の例: 旅費等

6-2 報酬の基本額の設定の考え方(市町村等)

額設定の考え方（※複数選択可） 3条				額設定の考え方（※複数選択可） 17条				額設定の考え方（※複数選択可） 22条			
1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
5	1	0	2	6	5	5	8	7	7	13	6

報酬の額設定の考え方(選択肢)
1 同一又は類似の職務を行う常勤職員の給料額等との均衡を考慮
2 地域で同一又は類似の職務を行う民間労働者の賃金等との均衡を考慮
3 地域の最低賃金等又は地域の最低賃金等に一定額を上乗せして設定
4 その他

6-3 再度任用時の報酬の考え方(市町村等)

額設定の考え方（※複数選択可） 3条					額設定の考え方（※複数選択可） 17条					額設定の考え方（※複数選択可） 22条				
1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
8	0	0	0	0	14	2	5	0	1	23	1	6	0	0

1 再度任用により職の位置付けが変わることがないので変更なし
2 再度任用する際に能力・経験等を勘案して、より上位の職に任用した場合に報酬等も増額
3 同一の職種に従事した経験年数を勘案して報酬等を増額
4 当該職に必要な能力を一定の評価基準（人事評価、資格の有無等）で評価して報酬等を増額
5 その他

6-4 事務補助職員の休暇の状況(市町村等)

(単位:団体)

	休暇の状況																													
	年次有給休暇		産前・産後休暇				育児休暇				育児時間				生理休暇				子の看護休暇				病気休暇				忌引休暇			
	無	有	無	有	有給	無給	無	有	有給	無給	無	有	有給	無給	無	有	有給	無給	無	有	有給	無給	無	有	有給	無給	無	有	有給	無給
特別職非常勤職員	1	7	2	6	2	5	6	2	1	1	2	6	1	5	3	5	0	5	4	4	3	1	4	4	1	3	2	6	6	0
一般職非常勤職員	2	25	11	16	4	11	17	10	1	9	12	15	2	13	10	17	3	13	10	17	3	13	11	16	10	6	6	21	20	1
臨時的任用職員	3	39	22	18	1	16	33	8	1	7	27	14	1	13	22	19	3	15	31	10	2	7	29	12	3	9	19	22	21	1

	教育訓練				福利厚生施設の利用			
	無	有	同等	独自	無	有	同等	独自
特別職非常勤職員	7	1	1	0	8	0	0	0
一般職非常勤職員	24	3	2	1	25	2	2	0
臨時的任用職員	36	5	3	2	38	3	3	0